

財務省



表11-4 財務省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

政策ごとの評価結果については、

総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/seisaku\\_fusyou.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_fusyou.html)) を参照されたい。

また、政策評価の結果の政策への反映状況は、以下の一覧のとおりである。

## 1 事前評価

表11-4-(1) 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	適格退職年金の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは課税停止措置の延長	政策評価の結果、必要性等、有効性等、相当性が認められることから、税制改正要望に反映。
2	制度的に他の企業年金等へ移行できない適格退職年金に係る税制優遇措置の継続	政策評価の結果、必要性等、有効性等、相当性が認められることから、税制改正要望に反映。

## 2 事後評価

表11-4-(2) 実績評価方式により事後評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長や国民の安心、セーフティネットの強化という観点からも、財政健全化に取り組み、財政に対する信認を確保する。このため、財政規律を維持しつつ、選択と集中により歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分するなど、一般会計と特別会計を合わせた総予算について、歳出・歳入両面にわたって徹底した見直しを行う	<p>【改善・見直し】</p> <p>政府としては、我が国の厳しい財政状況を踏まえ、「財政運営戦略」を閣議決定し、財政健全化の道筋を示した。平成23年度予算編成にあたっては、中期財政フレームに基づき財政規律を堅持するとともに、成長と雇用や国民の生活を重視した。また、「社会保障改革の推進について」を閣議決定し、政府・与党は、社会保障改革とその必要財源の確保及び財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、平成23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図ることとしている。</p>
2	厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現	【引き続き推進】

	<p>に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した、国民が信頼できる新たな税制を構築するため、税制抜本改革の実現に向けて取り組む</p>	<p>厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した、国民が信頼できる新たな税制を構築するとの方針を踏まえ、平成23年度税制改正について検討を行い、平成22年12月16日に「平成23年度税制改正大綱」を閣議決定した上で、同大綱に基づき、「所得税法等の一部を改正する法律案」を第177回国会に提出した。</p>
<p>3</p>	<p>経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 国債管理政策 我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれている。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方にに基づき、国債管理政策を運営した。</p> <p>(2) 財政投融资 財政投融资計画の編成においては、必要な事業への資金供給を確保しつつ、政策的必要性、民業補完性や償還確実性の観点から徹底的に見直し、対象事業の重点化・効率化を図った。</p> <p>(3) 国有財産 国有財産については、「新成長戦略」を踏まえ、介護・子育てなど人々の安心につながる分野での未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進を含む、その適正な管理や有効活用等に取り組んだ。</p>
<p>4</p>	<p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用 金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等の関係機関と連携をとりつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努めた。</p> <p>(2) 通貨の偽造・変造の防止 通貨の偽造・変造の防止について、引き続き、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人造幣局、日本銀行、警察当局及び税関当局等とも連絡を密にし、通貨の偽造・変造を防止する環境を整備するとともに、海外の通貨当局との連携を図った。</p>
<p>5</p>	<p>我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序あ</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組 我が国は、G20サミット、G20、G7、G8サミット等の国際会議への積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、開発・貧困削減、気候変動対策、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行った。また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等についての各国の理解が深まるよう取り組んだ。</p> <p>世界経済については、その回復は進んでいるものの、先進国と新興国で回復の速度は異なっている。先進国・新興国いずれにおいても強固で持続可能かつ均衡ある成長を実現するため、適切な政策措置を各</p>

<p>る発展を目指す</p>	<p>国と積極的に議論した。</p> <p>国際金融システムの安定については、金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させたことを踏まえ、このような危機を克服し、再発を防ぐための取組に積極的に参画した。</p> <p>IMFに関しては、危機の教訓を踏まえて、強化された資金基盤や融資機能を有効に活用できるよう、IMFミッション（使命）の再定義やマンデート（権限）の見直し等のIMF改革に取り組んだ。また、平成23年1月が期限とされていたIMFの次期クォータ（出資割当額）見直しに関しても、期限内の合意形成に向けた議論に積極的に参画し、平成22年末の交渉妥結に寄与した。</p> <p>気候変動については、気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で取りまとめられた「カンクン合意」において設立が決定した緑の気候基金に関し、その具体的な設計に向けた議論に積極的に参加した。また、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じた途上国の気候変動支援にも取り組んだ。さらに、平成21年12月に表明した鳩山イニシアティブに関し、財務省は、気候変動円借款を通じて途上国の気候変動対策を支援するとともに、途上国政府等が実施する地球温暖化対策プロジェクトに対して国際協力銀行（JBIC）が支援を行えるよう、平成22年3月に株式会社日本政策金融公庫法を改正し、民間投資の後押しを積極的に図った。</p> <p>アジアにおける地域金融協力の強化については、まずASEAN+3の枠組みにおいては、「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」に関し、シンガポールでの設置等全ての主要要素について合意するとともに、早期に活動を開始するため、設立に必要な技術的な詳細の検討を行った。</p> <p>また、域内の企業が発行する社債に保証を供与し、域内債券市場の育成に貢献する「信用保証・投資ファシリティ（CGIF）」を平成22年11月に設立し、我が国からもJBICを通じて2億ドルを出資したほか、多数の官民の専門家が参加する「ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）」を設置し、平成22年9月に第1回会合を東京で開催した。</p> <p>また、日中韓の枠組みにおいては、平成22年5月に日中韓財務大臣会議を開催し、現下のマクロ経済・金融情勢、地域金融協力、及びその他共通の関心事項について意見交換を行った。さらに、APECについては、平成22年は我が国が議長を務め、11月にAPEC財務大臣会議を京都で開催した。</p> <p>テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進める一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されているところ、G7の協調等を通じて国際的な対策を積極的に講じた。</p> <p>(2) 関税に関する国際的な取組</p> <p>WTOについては、ドーハ・ラウンド交渉の早期の妥結に向けて、関税・税関制度を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組んだ。貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進した。</p> <p>EPAについては、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の</p>
----------------	---

		<p>観点から、引き続き交渉を積極的に進めた。</p> <p>(3) アジア成長戦略の推進（新成長戦略）</p> <p>近年のアジア諸国の急速な成長を踏まえ、我が国のアジア市場における取引活動を拡大し、アジアの内需を日本の内需として取り込むことにより、我が国自身の成長機会を創出することが重要となっており、こうした観点から、新成長戦略の柱の1つであるアジア経済戦略について、財務省は、関係省庁と連携しつつ積極的に推進した。</p> <p>我が国システムの海外展開の促進をファイナンス面から支援すべく、円借款のSTEP制度（本邦技術活用案件）の活用促進への取組や、平成22年4月及び11月には日本政策金融公庫法施行令の改正を行い、J B I Cの投資金融業務の対象分野を拡充した。また、J B I Cに期待される新たな役割に対応するため、更なる機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、所要の法案を国会に提出した。</p> <p>また、既述のとおり、C G I Fの設立やA B M Fの設置等により、アジア債券市場の構築支援（アジア債券市場育成イニシアティブ：政策目標6－1参照）を進めるなど、アジア域内の貯蓄をアジアの成長に向けた投資につなげるための取組を推進した。</p>
6	<p>総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、知恵を使って新たな雇用・需要を生み出し、デフレ克服・安定的な経済成長の実現に寄与することを旨とし、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 地球温暖化や少子高齢化などの困難な課題の解決を新たな需要・雇用創出のきっかけとし、需要の創造と供給力の強化の好循環を作り出し、経済成長につなげるべく、政府は「新成長戦略」を策定した。また、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念等の景気下振れリスクに先手を打って対応するため、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を策定した。加えて、デフレ脱却に向けて、日本銀行と一体となって強力かつ総合的な政策努力を行っている。財務省としては、安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行った。</p> <p>(2) 一方、我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長との両立を図りつつ、財政健全化に取り組む必要がある。そのため、政府は、「財政運営戦略」を閣議決定し、財政健全化の道筋を示した。平成23年度予算編成に当たっては、事業の見直し・無駄の削減により財源を確保し、予算の大胆な組替えを行う等により、中期財政フレームに基づく財政規律を堅持しつつ、成長と雇用や国民の生活を重視し、重点的な予算配分を行った。</p>

7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>厳しい経済・雇用情勢の下、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を実施するため、平成22年度補正予算を編成した。</p> <p>平成23年度予算編成においては、「成長と雇用」を重視し、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」及びマニフェスト工程表の主要事項等を着実に実施するとの考えに基づき、予算配分を行った。</p> <p>厳しい財政事情の中、これらの施策に必要な財源を確保するため、予算執行調査の反映や政策評価の活用等に取り組んだほか、行政刷新会議の事業仕分けの評価結果の反映などにより、大胆な歳出の見直しを行うとともに独立行政法人等からの国庫納付等を行い、財源の確保に努めた。</p> <p>また、平成22年6月に閣議決定された複数年度を視野に入れた中期財政フレーム・中長期的な財政規律の在り方を含む「財政運営戦略」を踏まえた予算の効率化に取り組んだ。</p> <p>広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やインターネット、各種講演会等の、多様な媒体によって積極的に行った。</p> <p>予算編成支援システムの最適化計画の実施については、予算・決算業務の業務・システム最適化計画に基づき、経費削減のため、システムのオープン化開発を適切に実施した。</p> <p>平成23年度予算概算要求額：2,700百万円</p>
8	必要な歳入の確保	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>税収及び税外収入について、適切な見積りを行うとともに、これらの確保に努めた。</p> <p>また、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」やホームページ (<a href="http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/index.html">http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/index.html</a>) において開示した。</p>
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>予算執行に関する情報開示を充実し、適正かつ効率的な予算執行を確保することは重要な課題であると考えており、引き続き、法令及び予算に則った予算執行に係る各手続の適切な審査や各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修等の効果的な実施、入札契約の改善や随意契約の適正化を推進していく。</p> <p>また、予算執行調査を着実に実施することとし、徹底した予算の効率化が図られるよう、様々な視点から、より深度のある調査の実施に努める。</p> <p>平成23年度予算概算要求額：8,481百万円</p> <p><b>【主計局】</b></p> <p>機構要求：予算執行調査の体制強化のため担当室及び係長クラス等を要求した。</p> <p>定員要求：予算執行調査の体制強化のため定員2名を要求した。</p>
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要であると考えており、年度途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、国民及び国会に対し適時適切に報告した。また、平成21年度歳入歳出決算については、平成20年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、11月19日には国会に提出した。</p>

11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>23年度地方財政計画においては、「財政運営戦略」に定める「中期財政フレーム」を踏まえ、歳出面では、国の歳出の取組と基調を合わせて、人件費、投資的経費及び一般行政経費の各分野にわたり抑制を図る一方、歳入面では、地方財政の運営に支障が生じないよう、適切な補填措置を講じるなど、地方一般財源総額を適切に確保することとしている。</p>
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 国の財務書類の作成・公表等</p> <p>「国の財務書類」については、平成19年度決算分に引き続き、説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努めた。また、「特別会計財務書類」についても、引き続き会計検査院の検査を経た上で国会へ提出した。さらに「省庁別財務書類」についても、引き続き、各省庁よりの確かな財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行った。また、財務書類の作成・公表の早期化を図るための「財務書類作成システム」の試行運用の実施及び各省庁への研修等を実施するなどの取組を進めるとともに、財政の効率化、適正化に向けて、コスト情報の開示の方法等について検討を行い、財政制度等審議会において「政策別コスト情報の把握と開示について」として取りまとめを行った。</p> <p>(2) 特別会計改革</p> <p>特別会計については、平成22年10月の行政刷新会議の事業仕分け第3弾（前半）において、すべての特別会計がゼロベースで見直され、無駄の排除や事務事業の在り方をはじめ幅広い観点から検討が行われたことから、この評価結果も踏まえ、特別会計制度の本来の趣旨や目的に沿って、制度全般にわたる見直しを進めることとした。</p> <p>平成23年度予算概算要求額：94百万円</p>
13	支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制の構築	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制の構築に向けての取組</p> <p>厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した、国民が信頼できる新たな税制を構築するとの方針を踏まえ、平成23年度税制改正について検討を行い、平成22年12月16日に「平成23年度税制改正大綱」を閣議決定した上で、同大綱に基づき、「所得税法等の一部を改正する法律案」を第177回国会に提出した。</p> <p>(2) 税制改正についての広報の充実</p> <p>パンフレットやホームページ、メールマガジン等を活用して多くの方々に情報提供を行うほか、講演会等において国民に直接対面して説明するなど、様々な媒体を活用し、税制に関する広報に積極的に取り組んだ。</p> <p>(3) 政策評価の活用</p> <p>平成23年度税制改正における租税特別措置の見直しに当たっては、平成22年10月に税制調査会に設置された「租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し及び課税ベースの拡大等の検討に関するPT（租特等PT）」において、総務省から各府省の政策評価の状況について聴取した上で、税制調査会本体合会において、各省ヒアリングや査定案を通じ議論を行った結果、見直しの対象となった109項目のうち、50項</p>



		目について、廃止・縮減することとした。
		平成23年度予算概算要求額：172百万円
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれている。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方にに基づき、国債管理政策を運営した。</p> <p>(1) 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行計画の策定</p> <p>国債発行計画の策定に当たっては、国債管理政策上の必要性と市場のニーズ・動向との双方を踏まえ、短期から超長期までの各ゾーンにおいてバランスの取れた発行額を設定する必要がある。</p> <p>22年度においても、国債市場特別参加者会合や国債投資家懇談会等の場を通じた市場との対話をきめ細かく行った。</p> <p>(2) 国債市場の流動性維持・向上</p> <p>国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、市中からの買入消却や流動性供給入札の導入など、国債市場の流動性向上に向けた施策を実施した。</p> <p>(3) 保有者層の多様化</p> <p>個人投資家については、現在の低迷した販売状況や平成23年1月から5年固定金利型の個人向け国債の満期償還が始まることを踏まえ、より個人投資家のニーズが見込まれる3年固定金利型の個人向け国債を平成22年7月（募集は6月）に導入した。さらに、個人向け国債の商品性を改善することとし、具体的には、10年変動金利型個人向け国債について平成23年7月発行分から、低金利時に仕上り金利が低くなりすぎないように金利設定方法を見直す（基準金利-0.8%⇒基準金利×0.66）とともに、5年固定金利型個人向け国債については平成24年4月から、中途換金禁止期間を変更（2年⇒1年）し、個人向け国債の中途換金禁止期間等を統一することとした。</p> <p>海外投資家については、日本国債、日本経済・財政等に関する海外投資家の正しい理解を促し、そうした投資家とのネットワークを構築・維持するほか、直接投資家を訪問する以外にも、メール、電話会議等を活用しつつ、より一層積極的なコミュニケーションに努めた。</p> <p>平成23年度国債整理基金特別会計予算概算要求額：200,927,726百万円 平成23年度予算概算要求額：24,132,257百万円</p> <p><b>【財務(支)局】</b></p> <p>機構要求：個人向け国債に関するIR活動のため所要の機構を要求した。 定員要求：個人向け国債に関するIR活動のため所要の定員を要求した。</p>

15	<p>財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 財政投融資計画の編成においては、各府省庁・各機関より提出された政策評価や政策コスト分析を活用し、必要な事業への資金供給を確保しつつ、政策的必要性、民業補完性の観点から徹底的に見直し、対象事業の重点化・効率化を図った。その結果、23年度の財政投融資計画は、世界的な金融危機後の市場環境の改善等に伴う、公的資金に対する需要の低下を踏まえ、規模縮小となった。</p> <p>(2) 財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行った。また、ALMについて、その一層の高度化等を図ることにより、財政投融資特別会計の財務の健全性を確保することとした。</p> <p>(3) 財政投融資について、国民の理解を一層深め、運営に対するチェックを容易にするため、平成22年4月16日に取りまとめた財政投融資の透明性の向上についての実施プランに基づき、PDCAの各段階において、情報開示の拡充や実地監査等の充実などにより、透明性の向上に徹底的に取り組んだ。</p> <p>また、政策コスト分析の活用・公表に取り組んだ。</p> <p>平成23年度財政投融資特別会計（財政融資資金勘定、投資勘定）予算概算要求額：39,018,423百万円</p> <p><b>【理財局】</b></p> <p>機構要求：財政投融資特別会計の財務の健全性確保のため補佐クラス及び係長を振替要求した。</p>
16	<p>国有財産の適正な管理及び有効活用等と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示</p>	<p><b>【改善・見直し】</b></p> <p>「新成長戦略」に盛り込まれた施策の実施に当たって、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図っていくこととし、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」（平成22年6月公表）及び「国有財産行政におけるPRE戦略について」（平成22年12月公表）を踏まえ、以下のとおり取り組んだ。</p> <p>※ PRE戦略とは、Public Real Estate戦略の略称であり、公的不動産について、公共・公益的な目的を踏まえつつ、経済の活性化及び財政健全化を念頭に、適切で効率的な管理、運用を推進していかうとする考え方。</p> <p>(1) 行政財産等の監査</p> <p>平成20年度に実施した「行政財産（土地）の使用状況実態監査」の結果、より効率的に使用する必要があると認められた行政財産（土地）については、引き続き監査においてフォローアップを実施した。また、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」を踏まえ、監査の充実・強化を図ることとし、平成23年度以降において現地監査の強化や特別会計所属財産の重点的な監査を実施するため、現地監査による試行監査を実施した。</p> <p>(2) 既存庁舎等の効率的な使用の推進</p> <p>行政組織の見直し等によって生じる既存庁舎の過不足を解消するため、監査の結果などを活用し、省庁横断的な入替調整を積極的に行った。</p> <p>(3) 未利用国有地等の有効活用の促進</p> <p>未利用国有地について、個々の土地の特性に応じた多様な手段を選択できるよう、原則売却を優先するとの管理処分方針を見直し、売却</p>

		<p>に加え、定期借地権を利用した新規の貸付や交換等により最適な活用手段を選択できるようにした。また、「新成長戦略」を踏まえ、介護・子育てなど人々の安心につながる分野における活用を推進することとし、地方公共団体との連携に努めた。</p> <p>また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付すよう努めた。</p> <p>(4) 国有財産の管理処分事務の外部委託  一般競争入札、旧里道・旧水路及び権利付財産の管理処分、地方公共団体への売払い等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務については、会計法令により国自らが行わなければならない事務を除き、国の事務及び事業の減量、その運営の効率化を推進する観点から、引き続き外部委託の活用を積極的に実施した。</p> <p>(5) 旧里道・旧水路の迅速な事務処理  旧里道・旧水路等にかかる事務については、引き続き質・価格両面で最も優れた業者を選定して効率的な処理を行うとともに、その売却事務については、売却の申請書を受理してから売却価格を通知するまでの処理を適正かつ迅速に行うよう努めた。</p> <p>(6) 国有財産に関する的確な現状把握と情報提供の充実  平成22年1月から運用を開始した国有財産総合情報管理システムを活用して、国有財産法第34条の規定に基づく報告書及び同法第37条の規定に基づく総計算書等の法令に基づく書類作成を行った。</p> <p>また、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」に盛り込まれた国有財産の情報提供の充実化を踏まえ、財務省ホームページや国有財産情報公開システムを改善し、情報内容の充実、利便性の向上を図った。</p> <p>平成23年度予算概算要求額：10,663百万円  <b>【理財局】</b>  機構要求：国有財産の有効活用を図るため企画官及び係長を要求した。  定員要求：国有財産の有効活用を図るため定員2名を要求した。  <b>【財務(支)局】</b>  機構要求：国有財産の有効活用を図るため所要の機構を要求した。  定員要求：国有財産の有効活用を図るため所要の定員を要求した。</p>
17	<p>庁舎及び宿舍の効率性の向上</p>	<p><b>【改善・見直し】</b>  庁舎・宿舍については、国有財産全体の最適化戦略である「国有財産行政におけるPRE戦略について」(平成22年12月公表)の方針に基づき、長寿命化等を推進することとした。</p> <p>また、地震防災体制の構築の観点から、地域の防災拠点としての役割を担う庁舎の耐震化に取り組んだ。</p> <p>平成23年度財政投融资特別会計（特定国有財産整備勘定）予算概算要求額：40,225百万円  平成23年度予算概算要求額：15,599百万円  <b>【理財局】</b>  機構要求：国有財産の有効活用を図るため企画官（注）を要求した。  定員要求：国有財産の有効活用を図るため定員1名（注）を要求した。  （注）上記No.16記載の企画官に関する要求と同じ。  <b>【財務(支)局】</b></p>

		<p>機構要求：国有財産の有効活用を図るため所要の機構を要求した。</p> <p>定員要求：国有財産の有効活用を図るため所要の定員を要求した。</p>
18	国庫金の正確で効率的な管理	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 確実な資金繰りを確保しつつ、国庫に一時的に留まる現金を可能な限り抑制するため、国庫金の受入日と支払日を合わせる調整について、各府省等の支払いの個別事情にも対応した取組を行った。</p> <p>(2) 国庫の状況に関するホームページの内容の充実に向けた取組として、公表資料を国庫金の用語集にリンクさせ、公表資料の利便性の向上を図った。</p> <p>(3) 国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を行った。</p> <p>平成23年度予算概算要求額：145百万円</p>
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼす恐れがある。その防止については、引き続き、重点的に進める施策として位置付け、以下のとおり取り組んだ。</p> <p>(1) 偽造・変造を防止する環境を整備するため、最近の通貨偽造の状況を踏まえ、国庫企画官を中心に、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人造幣局、日本銀行、警察当局及び税関当局等とも連絡を密にするとともに、海外の通貨当局との連携を図った。</p> <p>(2) 偽造防止技術の向上のため、平成20年度から継続して発行している地方自治法施行60周年記念五百円貨幣については、視認性が高く、大量生産が困難な「異形斜めギザ」に加え、偽造抵抗力が高いとされる「バイカラー・クラッド（二色三層構造）」を引き続き採用するとともに、国際的な取組も含め、偽造抵抗力の向上に独立行政法人国立印刷局及び独立行政法人造幣局と連携して取り組んだ。</p> <p>平成23年度予算概算要求額：15,814百万円</p>
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等の関係機関と連携をとりつつ、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督等、金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努めた。</p> <p>平成23年度予算概算要求額：12百万円</p>
21	内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 関税率や関税制度の改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係省庁より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関連省庁とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断した。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行った。</p> <p>(2) 不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・厳正な運用を行った。</p> <p>平成23年度予算概算要求額：519百万円</p> <p><b>【関税局】</b></p>

		<p>機構要求：知的財産侵害物品の取締体制の強化のため担当室を振替要求した。</p>
22	<p>多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進</p> <p>イ WTOにおける取組</p> <p>WTOにおいては、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税・税関制度を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組んだ。</p> <p>貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進した。</p> <p>ロ EPAにおける取組</p> <p>EPAにおいては、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、引き続き交渉を積極的に進めた。</p> <p>(2) 税関分野における手続等の国際的調和の推進</p> <p>イ 国際的な枠組みにおける取組</p> <p>WCOの「基準の枠組み」等の実施に積極的に取り組み、各国における着実な実施についても貢献した。さらに、「基準の枠組み」に沿ってAEO制度を活用し、一層の国際貿易の安全強化と円滑化を図るため、EU、カナダとの間の相互承認を実現した。また、改正京都規約については、引き続き、加入・実施の促進のため、国際会議等の場で各国に働きかけた。</p> <p>WTOにおける貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進した。</p> <p>ロ APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組</p> <p>APECにおいては、ボゴール目標の評価を行うとともに、「平成22年までにAPEC域内貿易コスト5%削減を実現するための具体的な行動計画(TFAP2)」についても、その着実な実施と進捗状況の評価に向けた準備作業を進めるなど、税関分野について主導的な役割を担った。また、税関手続小委員会の議長国として、APEC税関ビジネス対話及び関税局長・長官会合を開催するなど、APEC域内の税関手続の調和・簡素化を含む更なる税関分野の貿易円滑化に向けて積極的に貢献した。</p> <p>ASEMにおいては、関税局長・長官会合で策定された貿易円滑化行動計画(2010-2012)の実施に向け、税関作業部会の場等を通じ、税関手続の調和・簡素化、不正薬物の密輸防止等、手続・執行面におけるアジア・欧州間の税関協力促進に取り組んだ。</p> <p>ハ EPAにおける税関協力に関する取組</p> <p>EPA交渉において、貿易円滑化や経済活性化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等の推進に引き続き積極的に取り組んだ。</p> <p>ニ 税関当局間の情報交換等に関する取組</p> <p>不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため他国・地域の税関当局との間で関連する情報の交換を行うこと、また貿易円滑化に向けた税関当局間の協力関係を強化することを目的として、税関相互支援協定等の締結に向け引き続き積極的に取り組んだ。</p> <p>平成23年度予算概算要求額：49百万円</p>

		<p><b>【税関】</b>  機構要求：税関業務処理体制整備のため所要の機構を要求した。  定員要求：知的財産侵害物品の水際取締強化のため所要の定員を要求した。</p>
23	<p>関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 関税等の適正な賦課及び徴収</p> <p>イ 通関審査及び輸入事後調査の的確な実施  通関時における的確に審査・検査を実施できるよう、引き続き研修等を通じて通関部門職員の関係法令や商品等に対する知識向上に努めた。また、輸入事後調査においても、適正・公平な課税の実現を図るため、同様に調査水準の維持・向上に努めた。</p> <p>ロ 通関業者に対する指導・監督  適正かつ迅速な通関を確保するために、誤った申告等に対する適時適切な指導をはじめ、立入調査による法令遵守体制の検証・助言など、通関業者に対する、指導・監督の充実に努めた。</p> <p>ハ 事前教示制度  文書及び口頭による照会に対する事前教示制度については、税関窓口等においてメリット等を丁寧に周知するほか、その対応にあたり全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、引き続き一定期間内で回答した割合を業績指標に設定することにより、照会に対し迅速に対応するよう努め、平均処理日数についても、引き続き迅速な回答が確保されるよう、業務運営に取り組んだ。</p> <p>ニ 保税制度の適切な運用  引き続き、保税地域の許可等の際に被許可者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査を行うとともに、保税地域の立入検査を実施すること等により保税制度の適切な運用に努めた。</p> <p>(2) 社会悪物品等の密輸阻止</p> <p>イ 取締体制の整備  水際における取締りに当たっては、詳細な貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、より充実した貨物及び旅客のリスク評価を行った。また、テロ関連物品や有害廃棄物の不正輸出を阻止するため、輸出事後調査についても積極的に実施した。このほか、各種X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬、監視艇等の取締・検査機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用に努めた。さらに、検査機器に関する知識等職員の能力向上に向けた研修等を充実・強化するとともに、大学・研究機関等と共同で、先端技術を活用した検査機器の導入に向けた取組を行った。</p> <p>ロ 関係機関との連携と情報の収集等  国内関係機関、外国税関当局等との情報交換体制については、引き続きその更なる拡大・充実に努めるとともに、WCOや国際連合等の国際機関主催の会議や協力枠組みにも積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めた。また、外国税関との協力関係については、国際的組織犯罪の台頭を踏まえて、仕出し地での情報を確保する観点から、税関相互支援協定等の締結国の拡大を図るとともに、締結国間における積極的な情報交換を図った。</p> <p>(3) 税関手続における利用者の利便性の向上</p>

		<p>イ 国際物流の安全確保と円滑化の両立</p> <p>国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を迅速化・簡素化するAEO制度について、税関ホームページや説明会等を通じてそのPRに努め制度利用の拡大を図るとともに、制度の的確な運用を図った。また、我が国と同様のAEO制度を導入している国との間で相互承認協議等を推進するとともに、アジア諸国等におけるAEO制度に関する技術支援を実施した。</p> <p>ロ 利用者満足度の向上</p> <p>輸出入者及び通関業者の方々の利用者満足度が向上するよう、引き続き、職員の資質の向上や法令・商品知識などの向上を図るための研修を充実するとともに、文書による事前教示制度のより一層の利用促進、全国レベルでの事例分析やデータベースの活用に努めた。</p> <p>また、引き続きアンケートにより輸出入通関制度の利便性について意見を聴取し、その結果を分析することにより、適正な通関を確保しつつ利用者の方々の利便性の向上を図ることに努めた。</p> <p>(4) 税関手続システムの更改等による利用者の利便性の向上</p> <p>その利用者の利便性の向上に努めてきたところであるが、平成22年12月に大規模なシステム障害が発生したことを踏まえ、システムの管理体制の一層の充実を図り、安定稼働に努めた。関係省庁システムの統合については、動植物検疫や食品衛生手続のシステムを、平成25年度以降NACCSに統合することを目指し、引き続き検討を行った。</p> <p>(5) 実効性ある税関行政実現のための情報提供</p> <p>イ 税関広報活動の一層の充実</p> <p>税関ホームページを通じた情報提供は、今後一層重要性が高まると考えられることから、更なる内容の充実及び使いやすさ等の利便性の向上を図る必要があることから、引き続き、その内容の充実、速報性の確保、利便性の向上に努めた。</p> <p>また、あわせて政府広報、講演会や説明会を活用するなど、税関広報活動の充実に努めた。</p> <p>ロ 税関相談</p> <p>関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続等について、より一層国民の皆様に分かりやすく適切な助言が行えるよう、窓口での相談及び電話による税関相談を的確かつ迅速に実施していくよう努めた。</p> <p>カスタムスアンサーについては、利用者の方々の要望にかなったものとするよう、ニーズの把握に努めるとともに、制度改正等を踏まえた掲載項目の追加等による内容の充実や従来の質問・回答内容の見直しを行った。</p> <p>平成23年度予算概算要求額：30,255百万円</p> <p><b>【関税局】</b>  機構要求：知的財産侵害物品の取締体制の強化のため担当室（注）を振替要求した。  （注）上記No.21記載の要求と同じ。</p> <p><b>【税関】</b>  機構要求：税関業務処理体制整備のため所要の機構を要求した。</p>
--	--	--

		<p>定員要求：密輸対策及びテロ対策の一層の強化等のため所要の定員を要求した。</p>
<p>24</p>	<p>外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 外国為替市場の安定</p> <p>平成22年度においても引き続き、為替レートの変動や無秩序な動きが、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えるとの認識の下、為替市場を中心とした日常的な国際金融市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換、緊密な協力等を行い、平成22年9月及び平成23年3月には為替介入を実施する等、外国為替相場の安定に向けた取組を行った。</p> <p>(2) 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画</p> <p>イ 国際金融システムの安定</p> <p>金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させたことを踏まえ、出口戦略、世界経済のより均衡ある成長パターンへの移行のための「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」、金融規制改革、国際金融機関の改革等に関する議論に引き続き積極的に参画した。</p> <p>ロ IMF改革</p> <p>危機の教訓を踏まえて、強化された資金基盤や融資機能を有効に活用できるよう、IMFミッション（使命）の再定義やマנדート（権限）の見直し等のIMF改革に取り組んだ。また、平成23年1月が期限とされていたIMFの次期クォータ（出資割当額）見直しに関しても、期限内の合意形成に向け積極的に議論に参画し、平成22年末の交渉妥結に寄与するとともに、合意を実施するため所要の法改正を行った。さらに、IMFが真にグローバルな機関として、その役割を果たすことができるよう、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保に努めた。</p> <p>(3) アジアにおける地域金融協力の強化</p> <p>イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける取組</p> <p>アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3財務大臣プロセスにおいて、積極的に取り組んでおり、平成23年1月からはインドネシアとともに共同議長国として、主導的な役割を担っている。</p> <p>CMIについては、その有効性を更に高める観点から、検討を進めている。また、域内の経済監視を行う常設機関である「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」については、平成22年5月のASEAN+3財務大臣会議でシンガポールでの設置等全ての主要要素について合意するとともに、早期に活動を開始するため、設立に必要な技術的な詳細の検討を行った。</p> <p>ABMIについては、域内の企業が発行する社債に保証を供与し、域内債券市場の育成に貢献する「信用保証・投資ファシリティ（CGIF）」に我が国からもJBICを通じて2億ドルを出資し、平成22年11月に設立した。また、ASEAN+3域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題の調査を進めるため、多数の官民の専門家が参加する「ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）」を</p>



		<p>設置し、平成22年9月に第1回会合を東京で開催した。</p> <p>ロ その他の地域金融協力の枠組みにおける取組</p> <p>平成22年11月に京都で開催したAPEC財務大臣会議において「成長戦略とファイナンスに関する京都レポート」をとりまとめ、APEC首脳あてに提出する等、アジア地域における経済・金融分野における協力の効果的な推進について議論をリードした。</p> <p>ハ 二国間における情報交換・意見交換等</p> <p>国際的な金融危機による諸課題に対応し、アジア地域の経済回復を確かなものとするため、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行った。特に、中国との間では、平成22年4月に日中財務対話を開催し、世界経済の課題、地域経済の発展、両国経済の見通し、マクロ経済政策と新成長戦略等の議題について意見交換を行ったほか、他のアジア諸国とも意見交換を行った。</p> <p>(4) 資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等</p> <p>イ 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等</p> <p>我が国は、国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止等促進に向けた様々な作業に、積極的に参加・貢献した。</p> <p>ロ 我が国としての資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等</p> <p>テロリスト等に対する資金供与及び犯罪収益等に関する資金洗浄を防止するため、各国・関連国際機関等との協力、検査等による外為法の実効性の確保、疑わしい取引の届出に係るガイドライン等の策定を通じた「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の着実な施行、FATF勧告の実施に向けた更なる国内措置の整備等を通じて、テロ資金対策及び資金洗浄対策に取り組んだ。また、大量破壊兵器拡散防止の観点からのイランの核開発問題やその他の問題に対し必要な措置を講じた。特に、イランの核活動に関しては、平成22年6月の国連安保理決議第1929号を受け、資産凍結等対象者の追加、資産凍結等措置によるコルレス関係の停止、資金移転防止強化等の措置を実施した。</p> <hr/> <p>平成23年度外国為替資金特別会計予算概算要求額：1,394,155百万円</p> <p>【国際局】</p> <p>機構要求：外国為替資金特別会計のリスク管理強化のため補佐クラス及び係長を要求した。</p> <p>定員要求：外国為替資金特別会計のリスク管理強化のため定員4名を要求した。</p>
--	--	---

<p style="text-align: center;">25</p> <p style="text-align: center;">開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進</p>	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) ODAの効率的・戦略的な活用</p> <p>平成22年度は行政刷新会議による指摘も踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組んだ。</p> <p>(2) 有償資金協力</p> <p>円借款業務については、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、関係省と調整しつつ、相手国政府と協議の上、適切な円借款供与に取り組んだ。平成22年度は、アジアを中心とする開発途上国の経済成長を支援すると共に、TICADIVのプロセスを進展させるようアフリカ向けに援助効果の高い円借款を供与し、その着実な実施に取り組んだ。また、COP15で取りまとめられたコペンハーゲン合意などを踏まえ、インドネシアやベトナムに対し、気候変動対策プログラムローンを供与し、その着実な実施に取り組んだ。さらに、経済・社会情勢の変化に応じて円借款制度の見直しに取り組んだ。なお、国際協力機構（JICA）の海外投融資について、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）を踏まえ、制度設計について関係省庁と協議を進めた。</p> <p>(3) 国際協力銀行業務</p> <p>国際協力銀行（JBIC）業務については、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めた。</p> <p>地球環境の保全については、平成22年3月に株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正し、途上国政府等が実施する温暖化対策プロジェクトに対して、JBICが支援を行えるようにし、具体的な支援を実施している。</p> <p>また、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援等に応えるべく、平成22年4月及び11月には日本政策金融公庫法施行令の改正を行い、JBICの投資金融業務の対象分野を拡充するとともに、JBICに期待される新たな役割に対応するため、更なる機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、所要の法案を国会に提出した。</p> <p>(4) 国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援</p> <p>MDBsは気候変動対策や貧困削減等の開発課題への対応に重要な役割を果たすことから、22年度においても、我が国は、その活動に積極的に関与・貢献した。たとえば、世界銀行グループ所属機関（国際復興開発銀行、国際金融公社、国際開発協会）を始めとするMDBsの改革や増資についての国際的な議論に積極的に参加した。その際、得られた増資についての合意を実施するため、所要の法改正や予算措置を行った。また、MDBs理事会や政策対話等を通じて、MDBsへの出資が一層有効かつ効率的に活用されるよう、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの戦略に反映させていくこと、業務改革や合理化努力を通じて、各機関が一層効率の高い支援を行う体制を強化すること等を求めた。また、MDBsにおいて日本人職員が一層活躍できるよう、世界銀行において将来の正規職員となるために必要な</p>
--	--

	<p>知識・経験を積む機会を提供するプログラムを引き続き実施するなど、各機関とともに取組を強化した。</p> <p>(5) 債務救済への取組</p> <p>対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリ・クラブの一員として、適切な債務救済を目的とした合意形成に向けた議論に積極的に参加した。</p> <p>HIPC sについては、拡大HIPCイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、債務問題の解決と貧困削減への取組を支援しました。</p> <p>中所得国については、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処しました。債務国の債務持続性枠組みについては、世界銀行・IMF等の枠組みでの議論に積極的に参加した。</p> <p>(6) 知的支援</p> <p>研修・セミナー、専門家派遣の実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者や在外公館の財政経済担当者との意見交換を十分に行うとともに、事後に実施するアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努めた。また、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等を通じて我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することにより相手国の政策・実務担当者の実務能力の向上を図った。</p> <p>さらに、効果的な技術援助の実現のために、引続き、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、IMF、世銀、ADBの現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めた。</p> <p>開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国から支援が要望されている分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような税関の技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組んでいきます。また、WCOに対して、途上国税関における改革・近代化及び知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援するため、今後ともWCOを通じた途上国税関の能力向上に向けた知的支援を一層推進した。</p> <p>なお、経済協力調査等委託事業については、平成22年6月に行われた行政事業レビュー（公開プロセス）の評価結果を踏まえ、当該委託事業を廃止した。</p> <p>平成23年度予算概算要求・要望額：124,255百万円</p>
--	---

26	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 政策金融機関については、関係省庁等と緊密な連携の下、政策金融改革の趣旨に則り、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行う。具体的には、累次の経済対策で定められた業務を着実に推進した。</p> <p>なお、政策金融改革関連法において政府保有株式の全部を処分するものとされた株式会社日本政策投資銀行等については、平成21年の株式会社日本政策投資銀行法の一部改正法等により、平成23年度末までの間、政府が株式会社日本政策投資銀行等に出資をすることができるようにされるとともに、株式の処分期限を平成24年4月からおおむね5年後から7年後を目途へと変更された。また、平成23年度末を目途として、政府による株式保有の在り方を含めた同行の組織の在り方等を見直し、必要な措置を講ずることとされるとともに、それまでの間、政府はその保有する株式を処分しないこととされており、所要の対応を図った。</p> <p>(2) 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めた。</p> <p>平成23年度予算概算要求・要望額：88,723百万円</p>
27	地震再保険事業の健全な運営	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>(1) 損害保険業界との広報活動の連携等の検討</p> <p>効果的・効率的な地震保険制度の普及拡大の観点から、損害保険業界に助言等を行うことで一体的な広報宣伝活動を実施し、広く国民の目に留まるような積極的な広報活動に努めた。</p> <p>平成21年10月にとりまとめた地震保険に関する総合評価結果も勘案し、地震保険の加入促進のためには、地震発生可能性や地震危険に対する意識と地震保険の必要性の認識、地震保険料の水準に対する理解が重要であるとの視点から、今後の広報活動や保険会社等における説明についてその充実を図ることにより、周知啓発を強化した。</p> <p>具体的な周知啓発の内容については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国においては全国どこでも地震発生の可能性があること、</li> <li>・ 地震、特に巨大地震が起きたときの被害が甚大である地震危険に対する意識を高めること、</li> <li>・ 地震による被災後の生活再建に大きく寄与するといった地震保険の必要性を認識してもらうこと、</li> <li>・ ノーロス・ノープロフィットの原則により保険料が通常の損害保険より割安、政府が再保険を行うことにより低廉な保険料で巨大地震にも対応する制度、地震保険料控除などの税のメリットがあることなど保険料水準に対する理解を得ること</li> </ul> <p>といった様々な工夫を施している。</p> <p>(2) 検査を通じた普及向上の推進</p> <p>平成22年度は5社に対して地震保険に関する検査を実施し、その際に、検査と並行して地震保険普及拡大に対する取組姿勢を聞き取りするとともに、今後とも積極的な対応について要請した。</p>

		平成23年度地震再保険特別会計予算概算要求額：75,774百万円
28	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	<p>【引き続き推進】</p> <p>(1) 新たな年金制度について、国家公務員共済年金制度を所管する立場から、関係各省とも連携を取って、検討を進めた。</p> <p>(2) 諸外国との社会保障協定への対応については、スペインやアイルランドとの同協定の実施に伴う国家公務員共済組合制度関係政省令の整備を行った。</p> <p>(3) 国家公務員共済年金の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等については、適正な業務運営の確保に必要な措置を講じ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めた。</p>
		平成23年度予算概算要求額：75,754百万円
29	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	<p>【引き続き推進】</p> <p>経費の予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めた。</p>
30	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	<p>【引き続き推進】</p> <p>(1) たばこ事業の適切な運営の確保 未成年者が自販機でたばこを購入することがないように、引き続き適切な対応を行うとともに、対面販売時における年齢確認の徹底を文書で要請するなど、未成年者喫煙防止に向けての取組を強化した。</p> <p>(2) 塩事業の適切な運営の確保 塩事業については、塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表、生活用塩の供給業務等を行う塩事業センターに対する業務規程・事業計画及び収支予算の認可、各財務（支）局等及び各税関が行っている塩事業者の登録・届出に関する事務の調整等を通じ、塩事業の適切な運営が確保されるように努めた。</p>

